

**社会保険の適用を拡大することが重要な理由、
社会保険加入のメリット**

1 理解し伝えるべき項目

- (1) **社会保険の適用拡大**とは、**労働者の社会保障を手厚くするため**、厚生年金保険・健康保険の適用要件を緩和して、**より多くの人**が加入できるようにする取組である。
- (2) 適用拡大は、**社会保険制度を今の労働事情に適合させるため**に必要な取組である。また、**年金財政を改善させ、基礎年金の所得代替率を改善する**(将来の給付を向上させる)効果を持つ。ただし、パート主婦から保険料をとって財政改善に充てようとするわけではない(シラバス3参照)。
- (3) 個々人にとっては、厚生年金保険に加入すると、老齢基礎年金に加えて老齢厚生年金を受給することができ、**老後の年金額が確実に増える**。万一**障害を負った際の給付**や、**病気・ケガで仕事を長期間休む際の手当**も充実する。
- (4) もともと国民年金・国民健康保険料を納めている人の場合、**保険料が事業主と折半**になるので、自己負担の保険料は安くなることが多い。

2 伝える際のポイント

社会保険の適用拡大とは、**より多くの人に社会保険、すなわち厚生年金保険と健康保険を適用していくこと**をいう。

公的年金制度においては、20歳以上60歳未満の全ての国民が、必ず国民年金に加入しており、このうち被用者、すなわち事業主に雇われて給与を得て働いている労働者は厚生年金にも加入することとなるが、勤務先や労働時間などの一定の加入要件がある。要件を満たさない労働者は、国民年金のみに加入することになる。適用拡大とは、この国民年金加入者(国民年金第1号被保険者・第3号被保険者)となっている労働者について、できる限り厚生年金加入者(第2号被保険者)とするよう、加入要件を見直していく取組である。

適用拡大には、「**①働き方の適用拡大**」と「**②勤務先の適用拡大**」という2種類の方向性がある。

この2種類の適用拡大をできるだけ進めることは、**社会保険制度を時代に合った仕組みにするため**に不可欠であり、また、**年金財政を改善させ、基礎年金の所得代替率を改善する**効果もある。

28 社会保険の適用を拡大することが重要な理由、社会保険加入のメリット

加えて、適用拡大には、制度を守るという全体の利益にとどまらず、新たに社会保険加入となる**労働者個々人にとってのメリットも多数**ある。自分自身にとっての適用拡大の意味・影響を考える際には、社会保険加入に伴う保険料負担だけでなく、その対償としての様々な保障についても、しっかりと理解しておく必要がある。

(i) 適用拡大の種類

① 働き方の適用拡大

社会保険は、従来（2016 年 10 月に最初の「働き方の適用拡大」が行われるまで）、**フルタイムかそれに近い労働者**、具体的には週の労働時間が通常の 4 分の 3 以上の労働者**にのみ適用**されてきた。労働基準法の定める上限が週 40 時間であるから、週 30 時間が基準となる。

近年、**この適用範囲をパートタイム労働者にも広げる改正が進められている**。全てのパートを対象とするわけではなく、週労働時間 20 時間以上の者に限るほか、月額賃金 8.8 万円以上の者に限る、学生は除くなど、影響があまりに広く及んでしまわないよう様々な要件が設けられている。このように、**労働者個々人の属性や働き方に着目して、社会保険の適用範囲を広げていく取組**が昨今進められている（**働き方の適用拡大**）。

「働き方の適用拡大」、特にパート労働者への適用は、長年フルタイム社員固有の福利厚生のように扱われてきた社会保険の位置づけを変える改正であるだけに、議論の俎上に上るたびに、経済界・労働界を中心に論争が起こった。

しかし、**2016 年 10 月**からついに、従業員数 500 人超の大企業に限って、初めて**パート労働者にも社会保険が適用**されることとなった。2017 年 4 月からは、500 人以下の中小企業でも労使が合意すれば適用できるようになり、さらに今後、2022 年 10 月からは 100 人超の企業、2024 年 10 月からは 50 人超の企業で義務的に適用となる。**「働き方の適用拡大」、中でもパート労働者に対する適用拡大**は、今まさに、**年金制度の最重要課題の一つ**として強力に推し進められている最中である。

② 勤務先の適用拡大

①で述べたように、フルタイムか、要件を満たすパート労働者を雇っていれば、企業は否応なく社会保険に加入させる手続きを取らねばならない。しかし、実は全ての事業所でその義務があるわけではなく、**労働者を何人雇っても社会保険に加入させる必要がない事業所が存在**する。

具体的には、個人事業主が営んでおり、業種が法律の定める 16 種類

28 社会保険の適用を拡大することが重要な理由、社会保険加入のメリット

(2022 年 10 月より 17 種類) の業種以外であるような事業所である。たとえば**農業、理美容業、飲食業、娯楽業などの個人事業所**がこれに当たり、一般に「**非適用事業所**」と呼ばれる(義務があるのに違法に加入させていない「**未適用事業所**」とは区別される)。非適用事業所で働いている労働者は、たとえフルタイムでも、労使合意によって事業所そのものを「適用事業所」としてもらわない限り、社会保険に加入することはできない。求人広告に「社保完備」との記載を見受けるが、これはその会社が非適用事業所ではないことを示す趣旨であることが一般である。

被用者保険の適用事業所について

- ・ 常時1名以上使用される者がいる、法人事業所 (A) …… **強制適用**
- ・ 常時5名以上使用される者がいる、法定16業種に該当する個人の事業所 (B) …… **強制適用**
- ・ 上記以外 (C) …… **強制適用外** (労使合意により任意に適用事業所となることは可能=**任意包括適用**)

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
法定16業種(※)	強制適用事業所	(B)	
上記以外の業種(非適用業種) 例: 第一次産業(農林水産業等) 接客娯楽業(旅館、飲食店等) 法務業(弁護士、税理士等) 宗教業(寺院、神社等) サービス業(飲食店・理美容店)	(A)		(C) 任意包括適用

※ 健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業 | ⑨ 金融又は保険の事業 |
| ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業 | ⑩ 物の保管又は賃貸の事業 |
| ③ 船舶の探知又は採取の事業 | ⑪ 媒介周旋の事業 |
| ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業 | ⑫ 集金、案内又は広告の事業 |
| ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業 | ⑬ 教育、研究又は調査の事業 |
| ⑥ 貨物積みおろしの事業 | ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業 |
| ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業 | ⑮ 通信又は報道の事業 |
| ⑧ 物の販売又は配給の事業 | ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業 |

強制適用事業所 …… 約229万事業所
任意包括適用事業所 …… 約9万事業所

注: 適用事業所数は、2019年7月現在

出典: 厚生労働省

この非適用事業所の範囲を狭め、より多くの事業所に社会保険の適用義務を課す、すなわち、労働者個々人の属性ではなく、**勤め先の事業所に着目して適用範囲を広げていく取組が勤務先の適用拡大**である。

2 種類に大別した適用拡大のうち、実は歴史が古いのは「勤務先の適用拡大」である。

社会保険は、健康保険が先に生まれ、厚生年金保険が後から適用範囲をほぼ同じくして誕生した。当初の社会保険は、保障の必要性がより高い、苛酷な工場労働や鉱山労働を対象業種として設けられたが、戦中・戦後の労働力逼迫期に保障の充実が図られる中で徐々に対象業種が追加され、1953 年には販売業や金融業なども含む 16 業種を対象とする制度となった。1985 年には法人であれば業種を問わず適用となり、残る個人事業所

28 社会保険の適用を拡大することが重要な理由、社会保険加入のメリット

についても、2022 年 10 月に約 70 年ぶりに対象業種が追加され、士業（弁護士・公認会計士など）を含む 17 業種が適用対象となる。

「勤務先の適用拡大」は、このように、社会保険制度の歴史とともに一步一步進められてきたが、健康保険発足（1923 年）から数えれば約 100 年、**未だ完成を見ていない**。

（ii）適用拡大がなぜ重要か

① 社会保険制度を時代に合った仕組みにする

適用拡大は、年金制度を今後も機能させていくために不可欠な取組といえる。適用拡大にはまず、「**社会保険制度を時代に合った仕組みにする**」という意義があるからである。

まず、「**勤務先の適用拡大**」については言わずもがなである。

社会保険制度は、創設当初こそ、危険と隣合せで体力消耗も激しい一部業種を対象とした制度であったが、既に法人が全業種適用となっているなど、**今や雇われて働く労働者をあまねく対象としている**。

個人と法人を区別した理由は、個人事業主の事務処理能力の脆弱さに配慮したとされるが、書籍や WEB 上で情報があふれ、業務用ソフトウェアも充実する現代において、どこまでその理由が妥当するか。零細家族経営ならばまだしも、5 人・10 人も労働者を雇っていれば、内部事務担当者を置くこともできるはずである。ましてや、**同じ個人事業主の中で業種によって区別する理由は殊更ない**。

勤務先によって社会保険の適用が分かれることは、個々人の働き方による区別と異なり、**労働者個人が選択困難な事由で労働条件が大きく変わってしまう**ことから、問題が大きい。求人票でその会社が「非適用事業所だ」と知っても、弱い立場の労働者に必ずしも他の選択肢があるとは限らない。事務処理の IT 化や手続きの簡素化が進展する中、社会保険制度創設以来の歴史的歩みは、今こそ加速される必要がある。

次に、特にここ数年の進展が著しい「**働き方の適用拡大**」である。

国民年金制度は 1961 年に自営業者を対象とする制度として生まれた。1985 年に全国民を対象とする現在の国民年金制度の仕組みとなった際にも、自営業者など給与によらない形態で働く人を第 1 号被保険者、給与を得て働く正社員サラリーマンを厚生年金加入者、すなわち国民年金第 2 号被保険者とし、サラリーマンに扶養される者（専業主婦など）を保険料負担義務のない第 3 号被保険者とする**厳然とした役割分担**があった。

28 社会保険の適用を拡大することが重要な理由、社会保険加入のメリット

この役割分担は、老後の年金給付の設計にも反映されている。

第1号被保険者は自営業者であり、店や工場など事業用の資産を持つ。老後働けなくなって事業を畳むならば、この資産を売却して老後費用に充てられる。子に事業を譲るなら、その子の扶養を受けられる。よって、年金保障は1階の基礎年金のみとし、生活の基礎的な部分をまかなう。

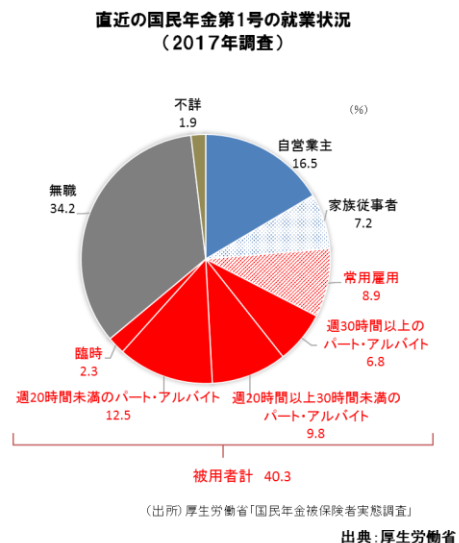
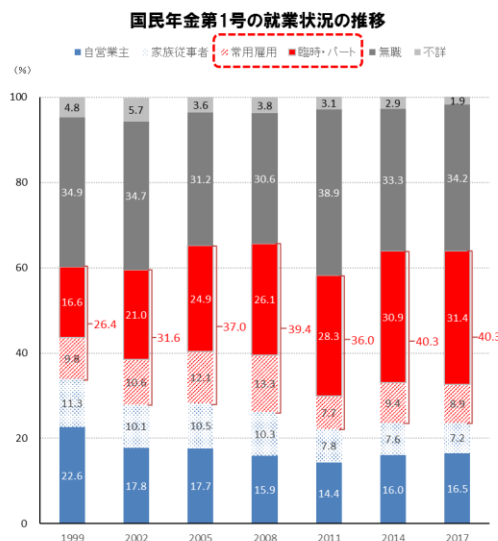
第2号被保険者はサラリーマンなので、事業用資産を持たない。会社を退職してしまえば、自前の貯蓄以外頼るものはない。よって、現役時代からその労働力の恩恵を受ける事業主と折半で保険料拠出を続け、老後は1階の基礎年金に加えて2階の報酬比例年金の保障を受ける。

第3号被保険者は被扶養者で、保険料を負担しないが、妻としてサラリーマンの労働を支えているのであるから、第2号被保険者の納める厚生年金保険料全体の中から、全国民共通の1階の基礎年金が保障される。

しかし、その後三十余年を経て、**今の日本の労働事情は、このような自営業者・正規雇用サラリーマン・専業主婦という単純な三分法にそぐわなくなるに至った**。特に、共働き世帯の増加、単身者やひとり親、介護世帯など家族の在り方の多様化に伴い、**非正規雇用やパートタイム労働のみで生活を支える者が増えている**。現に、第1号被保険者のうち約4割はパート労働者等の被雇用者であり、その割合は年々増え、自営業者の割合は減少している。第3号被保険者についても、主婦層のパート労働が一般化してきている。

国民年金第1号被保険者の就業状況

- 被用者でありながら厚生年金保険被保険者となっておらず、自営業者等と同様に国民年金加入となっている者が、国民年金第1号被保険者の4割近くを占めるに至っている。



このように、年金制度が従来想定していた図式が崩れ、**被雇用者である者の相当数が、厚生年金保険でカバーされていない状態**になっている。自営業者と比べた被雇用者の特性に対応して手厚い保障となっている厚生年金保険が、被雇用者の中でも特に、**非正規・パートなど脆弱な立場にいる者に適用されていない状況**は、そうした人々の老後や障害を負った際の保障の必要性の高さを考えると、大きな問題である。昨今「働き方の適用拡大」が必要とされ、中でも特に、パート労働者への適用拡大が比較的早い歩みで進められている背景には、こうした状況がある。

しかし、パート労働者をカバーすれば「働き方の適用拡大」が完結するわけではない。たとえば、昨今増加する**副業・兼業者への保障**をどうするか。現行制度では労働時間を合算できず、基本的にどれか一企業でのみ加入するほかない。あるいは、**フリーランスには適用を及ぼさなくてよい**か。完全に自立したフリーランスであればともかく、特定企業からの請負に事実上依存しているような場合には、保障の必要性は被雇用者と変わらないのではないか。似た例で、**ギグワーカーをどう扱うか**。働き方が多様化し、企業に属して働くことももはや当然ではない中で、**厚生年金保険のあり方も、引き続き不断に見直されていかなければならない**。

② 将来の給付水準を改善する

適用拡大にはまた、**年金財政を改善し、将来の給付水準を改善する**という意義もある。

といっても、今まで保険料を納めていなかった**パート主婦から保険料を取り、それによって苦しい年金財政に少しでも足しにする、のではない**。パート主婦の中には確かに、適用拡大によって新たに保険料を納めることになる人がいるが、その分は将来の2階部分の年金保障として反映されるので、**年金財政にとっては収入も増えるが支出も増える結果**となる。むしろ、フルタイム労働者に比べて相対的に低所得なパート労働者が多数加入することで、低所得者に有利な所得再分配機能を持つ厚生年金保険の財政はわずかに悪化する。しかし、**適用拡大によってそれを補って余りあるほど改善するのが、厚生年金とは別の「財布」として管理されている国民年金財政**である。

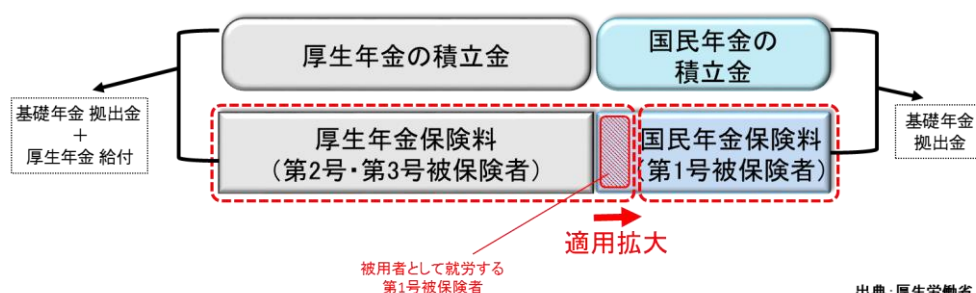
適用拡大を進めていくと、第1号被保険者が減少する。一方、既に積みあがっている国民年金の積立金の額は変わらない。したがって、**適用拡大によって第1号被保険者一人当たりの積立金が増加し、将来にわたって一人当たりでより多くの額を基礎年金の給付のために使える**ことになる。これにより、**基礎年金の所得代替率が向上**する。基礎年金の水準は国民年

28 社会保険の適用を拡大することが重要な理由、社会保険加入のメリット

金加入者・厚生年金加入者の双方に共通なので、**適用拡大は、すべての将来の年金受給者にとって、1階の基礎年金を充実させる意義**を持つ。

適用拡大による基礎年金水準の向上について

- ・ 2019年の財政検証オプション試算では、「被用者保険の適用拡大」が、基礎年金の水準を確保する上でプラスの効果を持つことが確認された。
- ・ 基礎年金の給付に必要な費用は、厚生年金、国民年金の被保険者の割合により按分して拠出されており、各制度は必要な費用を被保険者からの保険料と各制度が保有する積立金を活用して賄っている。
- ・ 報酬比例年金等の独自給付のウェイトが高い厚生年金と比べ、支出のほとんどが基礎年金拠出金である国民年金の財政均衡を図るため、2009年財政検証以来、基礎年金のマクロ経済スライド調整期間が長期化する見通しとなってきた。
- ・ このような財政構造下において、適用拡大により、被用者として就労しながら第1号被保険者だった者（短時間労働者等）が第2号被保険者となれば、その分国民年金の拠出金負担が減少し、積立金の活用も含めた全体的な国民年金の財政が改善することで、将来の基礎年金の所得代替率が改善（マクロ経済スライドによる調整が早期に終了）する結果となる。



このことは、**政府の「令和元年財政検証」のオプション試算においても定量的に確認**されている。試算結果によれば、パート労働者への適用の際の、①500人超の企業で働いていること、②月額賃金8.8万円以上などの要件をすべて撤廃し、全パート労働者に適用拡大を行った場合（約1,050万人に新たに適用）、マクロ経済スライドによる給付水準調整終了時の所得代替率が、50.8%（基礎部分26.2%、報酬比例部分24.6%）から、55.7%（基礎部分31.9%、報酬比例部分23.7%）へと上昇する。報酬比例部分の僅かな低下と、それを補って余りある基礎部分の向上が見て取れよう。

このように、昨今低下が問題視される基礎年金の水準を引き上げ、年金制度を長期にわたって持続可能なものとしていくためにも、適用拡大を進めることは重要である。

28 社会保険の適用を拡大することが重要な理由、社会保険加入のメリット

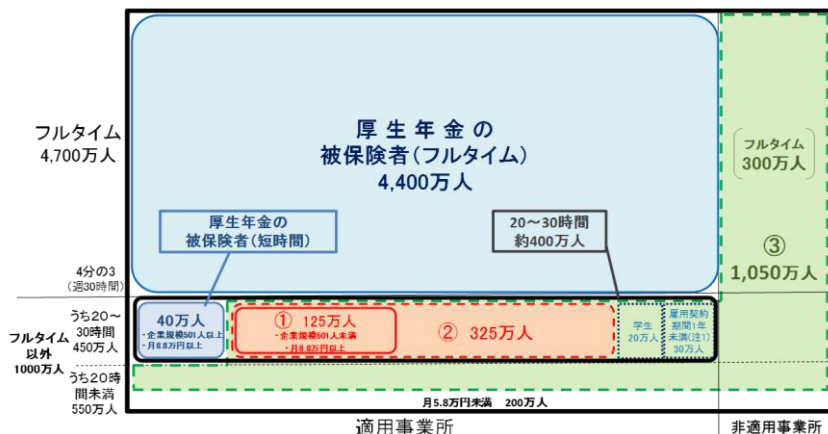
2019年財政検証オプション試算結果(オプションA)

○「被用者保険の適用拡大」が年金の給付水準を確保する上でプラス（特に、基礎年金にプラス）であることを確認

オプションA 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数【2018年度時点】

〔雇用者全体〕 5,700万人

※70歳以上を除く



	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	125	45	40	40
適用拡大②	325	90	155	80
適用拡大③	1,050	400	350	300

注1. 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。

注2、「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

試算結果

給付水準調整後の
所得代替率

<>内は基礎年金分

現行: ケースⅠ、Ⅲ、Ⅴ
51.9%、50.8%、44.5%
<26.7%、26.2%、21.9%>

適用拡大①
125万人ベース
(企業規模要件を廃止した場合)
52.4%、51.4%、45.0%
<27.2%、26.8%、22.4%>

適用拡大②
325万人ベース
賃金要件、企業規模要件を廃止した場合)
52.8%、51.9%、45.4%
<27.8%、27.6%、22.9%>

適用拡大③
1,050万人ベース
一定の賃金収入以上の全被用者へ拡大)
56.2%、55.7%、49.0%
＜31.6%、31.9%、27.2%＞

出典：厚生労働省

オプションA 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止(125万人ベース)した場合

所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合

② 被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止(325万人ベース)した場合

対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大

③ 一定以上の収入のある全雇用者を適用(1,050万人ベース)した場合

対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大

※ 試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

	現行の仕組み		①適用拡大 125万人	②適用拡大 325万人	③適用拡大 1050万人
	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率				
	給付水準調整の終了年度				
ケースⅠ	51.9% (2046) 〔比例：25.3% (調整なし) 基礎：26.7% (2046)〕	➡	52.4% (2045) 〔比例：25.2% (2021) 基礎：27.2% (2045) 《+0.5%》	52.8% (2045) 〔比例：25.1% (2022) 基礎：27.8% (2045) 《+0.9%》	56.2% (2039) 〔比例：24.6% (2025) 基礎：31.6% (2039) 《+4.3%》
ケースⅢ	50.8% (2047) 〔比例：24.6% (2025) 基礎：26.2% (2047)〕	➡	51.4% (2046) 〔比例：24.5% (2025) 基礎：26.8% (2046) 《+0.5%》	51.9% (2045) 〔比例：24.4% (2026) 基礎：27.6% (2045) 《+1.1%》	55.7% (2039) 〔比例：23.7% (2031) 基礎：31.9% (2039) 《+4.8%》
ケースⅤ	44.5% (2058) 〔比例：22.6% (2032) 基礎：21.9% (2058)〕	➡	45.0% (2057) 〔比例：22.5% (2032) 基礎：22.4% (2057) 《+0.4%》	45.4% (2056) 〔比例：22.4% (2033) 基礎：22.9% (2056) 《+0.8%》	49.0% (2047) 〔比例：21.7% (2037) 基礎：27.2% (2047) 《+4.5%》

注1:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため①0.2%程度、②0.4%程度、③2.4%程度上昇する前提。

出典・厚生労働省

(iii) 個々人にとっての社会保険加入メリット

社会保険に加入すると、個々人にとって以下のようなメリットがある。保険である以上、保険料という負担がある。しかし、その分の保障は、対象者全員強制加入で、事業主も半分負担する**社会保険システムならではの厚いもの**となっている。民間の保険で同じだけのリターンを得ることは決してできない。**労働者が自らの働き方を考える際には、目先の負担のみならず、メリットも冷静に見据えて考えることが望ましい。**

① 事業主と折半での保険料負担

まず、社会保険は、「労働者が安心して働けることで能率が上がり、事業主も利益を得る」という考え方から、保険料を労働者本人と事業主が折半で納める。したがって、**労働者本人からすれば、納めた分の倍額に相当する保障**を様々受けられることになる。

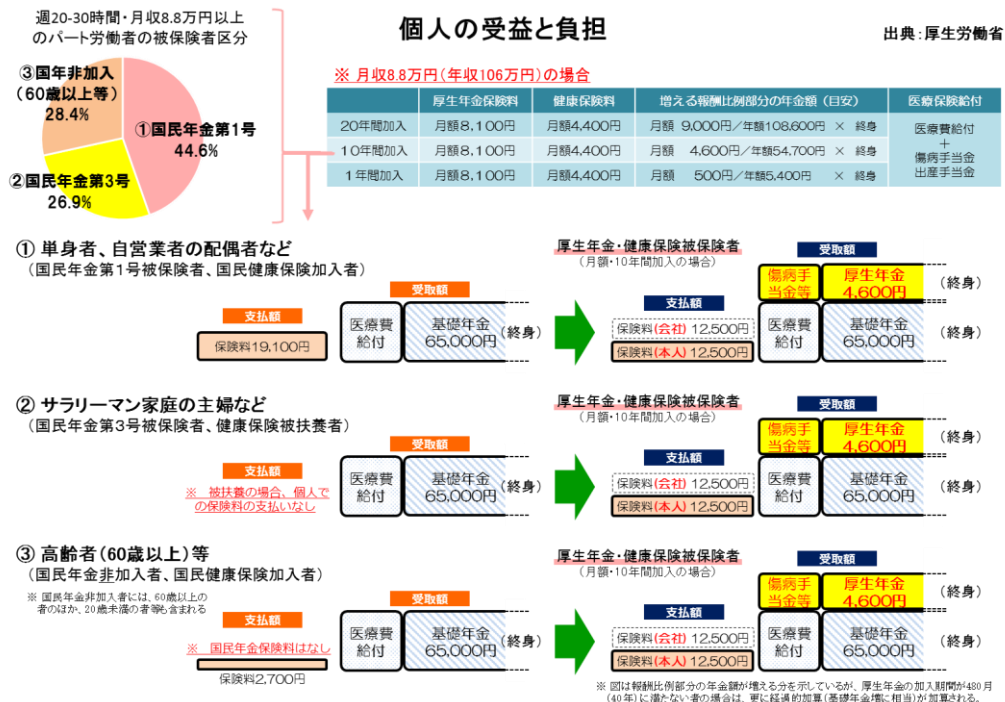
このことは、保険料をすべて自己負担する国民年金にはないメリットであり、もともと労働者でありながら**第1号被保険者**であるような人々にとって特にメリットが大きい。所得や世帯状況にもよるが、**基本的に自己負担の保険料は減ることが多く、給付はむしろ増える**からである。

② 将来受給できる年金が増える

国民年金加入だと、老後の年金は老齢基礎年金（1階部分）のみで、免除や未納があればその分給付も減少する。一方、厚生年金に加入すれば、**老齢基礎年金はその期間中満額で、加えて老齢厚生年金（2階部分）を受給でき、保障がより手厚くなる。**

たとえば、週20時間、月額賃金8.8万円（厚生年金加入の最低限）で厚生年金に加入し、20年間働くと、現役時代には月約8,000円（本人負担分）の厚生年金保険料を納め、老後は約65,000円の老齢基礎年金に加え、約9,000円の老齢厚生年金を受給することができる。この老齢厚生年金は納めた保険料に比例する構造なので、より高い賃金で、より長く働けば、これよりもさらに増える。

28 社会保険の適用を拡大することが重要な理由、社会保険加入のメリット



③ 障害年金給付も充実

年金は老後だけではなく、障害を負った際にも支給される。国民年金加入者であれば障害基礎年金のみだが、**厚生年金加入者であれば、これに加えて障害厚生年金も**受給できる。さらに、障害基礎年金は障害等級1級・2級の人にものみ支給されるが、**障害厚生年金は障害等級3級の人にも支給**される。また、3級以下の障害でも、一時金として**障害手当金**が**受給できる場合がある**。すなわち、単に受給額が上がるだけでなく、受給できる障害の範囲も広がる意味がある。

障害なんてまさか、と思うかもしれないが、たとえば障害等級3級には「両眼の視力が0.1以下になった」が含まれ、3級以下で障害手当金の対象となるケースには「両眼の視力が0.6以下になった」「片眼の視力が0.1以下になった」「人差し指を失った」などが含まれている。このいずれも自分の身には起こらない、と言い切れるだろうか。**障害年金給付のメリット**を考える際には、**社会保険は文字どおり「保険」であることを意識する必要**がある。

④ 医療保険(健康保険)の給付も充実

勤め先の健康保険に加入すると、病気やケガ、出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付を受給することができる(**傷病手当金**、**出産手当金**)。また、健康保険組合が用意する定期

28 社会保険の適用を拡大することが重要な理由、社会保険加入のメリット

健康診断も受けられるようになる。

3 振り返り

- (1) **なぜいま、適用拡大**を進める必要があるのか。現代の社会状況に照らして社会保険制度の抱える課題とは何か。
- (2) 適用拡大は**将来世代の年金水準（所得代替率）**にどのような影響を与えるのか。
- (3) パート労働者が社会保険に加入すると、**保険料負担や給付にどのような変化が起きるか**。特に、厚生年金はどのような点で国民年金より手厚いのか。